

議案第14号

さぬき市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例の
制定について

さぬき市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の防止に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、市民の誰もが被害者にも行為者にもならない地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 誹謗中傷等 誹謗中傷、プライバシーの侵害、不当な差別的言動等による当事者の権利を侵害する情報（以下この号において「侵害情報」という。）又は侵害情報に該当する可能性のある情報若しくは侵害情報には該当しないが著しい心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いる情報を発信し、又は拡散することをいう。
- (2) 被害者 インターネット上の誹謗中傷等により平穏な日常生活、経済活動等を害された者をいう。
- (3) 行為者 インターネット上で誹謗中傷等を行った者をいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (5) 事業者 市内において事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) インターネットリテラシー インターネットの利便性、危険性及び基本的なマナーを理解して、情報を正しく取捨選択し、適正な情報を発信し、及びインターネット上のトラブルを回避してインターネットを正しく活用する能力をいう。

(基本理念)

第3条 この条例に基づく施策は、基本的人権に対する市民等の理解を深め、互いに尊重し合う社会を実現することを旨として行うものとし、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害するものであってはならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、被害者及び行為者を発生させないための施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、前条の規定に基づく市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、自らが行為者となることがないように、インターネットリテラシーの向上に努めるとともに、インターネット上の誹謗中傷等の現状、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、その従業員等に対しインターネットリテラシーの向上に資する取組を実施するよう努めるとともに、第4条の規定に基づく市の施策に協力するよう努めるものとする。

(連携協力)

第7条 市は、第4条の施策を円滑に推進するため、国、県その他の関係機関と連携を図らなければならない。

(基本施策)

第8条 市は、インターネット上で情報を発信する者の表現の自由に配慮しつつ、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- (1) 市民等のインターネット上における誹謗中傷等の問題に対する理解を深めるための施策
- (2) 市民等の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する施策
- (3) 被害者になるおそれのある者、被害者及びインターネット上で発信した情報に関して不安を抱える者に対する相談支援に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施策

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第15号

さぬき市行政手続条例の一部改正について

さぬき市行政手続条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市行政手続条例の一部を改正する条例

さぬき市行政手続条例（平成14年さぬき市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「。以下「法」という。」を削る。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第25条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。ただし、第1条第1項及び第25条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のさぬき市行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項（新条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通

知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第16号

さぬき市監査委員条例等の一部改正について

さぬき市監査委員条例等の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市監査委員条例等の一部を改正する条例

(さぬき市監査委員条例の一部改正)

第1条 さぬき市監査委員条例（平成14年さぬき市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(さぬき市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 さぬき市病院事業の設置等に関する条例（平成14年さぬき市条例第194号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(さぬき市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 さぬき市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年さぬき市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(さぬき市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 さぬき市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年さぬき市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案第17号

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例（平成14年さぬき市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「31万円」を「31万800円」に改める。

第13条第2項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「3万6,300円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからサまでを削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第18号

さぬき市集会所条例の一部改正について

さぬき市集会所条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市集会所条例の一部を改正する条例

さぬき市集会所条例（平成14年さぬき市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鴨部集会所の項を削る。

別表鴨部集会所の部を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第19号

さぬき市JR志度駅南駐車場条例の一部改正について

さぬき市JR志度駅南駐車場条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市 J R 志度駅南駐車場条例の一部を改正する条例

さぬき市 J R 志度駅南駐車場条例（平成 21 年さぬき市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「地方自治法 244 条の 2 第 3 項」を「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項」に改める。

第 11 条第 2 項中「定める額」を「定める基準額」に改め、同条第 6 項中「指定管理者」を「、市長」に、「、駐車料金の一部を市に納付するものとする」を「駐車料金の一部を指定管理者に納付させることができる」に改める。

第 12 条第 2 項中「は、指定管理者」を「、市及び指定管理者」に改め、「ものとする」を削る。

別表中

「

金額
1,000円
5,000円

」を

「

駐車料金の基準額
円
1,500
5,000

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条、第 11 条第 6 項及び第 12 条第 2 項の改正規定並びに附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表に規定する一時駐車における駐車料金の基準額（次項において「新駐車料金基準額」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に駐車場を出場する自動車に係る駐車料金について適用し、施行日前に駐車場を出場する自動車に係る駐車料金については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 新駐車料金基準額の適用に伴うさぬき市 J R 志度駅南駐車場条例第 1 1 条第 2 項の規定による駐車料金の承認に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第20号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

辺地に係る公共的施設の総合整備を行うため、別紙のとおり総合整備計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出

さぬき市長 大山茂樹

総合整備計画書

香川県 さぬき市 多和辺地
(辺地の人口 365 人 面積 13.86k m²)

1 辺地の概況

- | | |
|--------------------|---------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | さぬき市多和 |
| (2) 地域の中心の位置 | さぬき市多和兼割93番地1 |
| (3) 辺地度数 | 183点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

阿讃の県境に位置する山間へき地であり、市の中心部から離れているため、公共的施設の整備が遅れており、これらを総合的に整備することにより地域間格差を是正し、地域の生活環境の向上及び住民の福祉の増進を図る。

市道については、幅員が狭く、緊急車両の通行が困難な区間の道路拡幅を行うとともに、道路に亀裂や凹みが生じている箇所を舗装し、安全で快適な通行を確保する。

橋梁については、主桁等において経年劣化により広範囲のひび割れ、鉄筋露出等がみられることから、損傷度を改善し、長寿命化を図るための事業を実施する。

農道については、降雨時において路面が軟弱になり農業機械の通行に支障をきたしていることから、安全で快適な通行を確保するために事業を実施する。

消防施設については、大規模地震等で火災が発生し、市内に設置されている消火栓が使用できなくなった場合の水利施設として重要な施設となる防火水槽を整備し、市民の生命・財産を火災等から保護することを目的とする。

文化財施設については、観光振興や地域活性化への貢献のため、文化財施設の改修事業や機能を向上させるための施設設備整備事業を実施する。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和10年度まで 3年間

(単位 千円)

施設	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
市道 (市道改良事業)	さぬき市	19,000	0	19,000	19,000
市道 (市道維持補修事業)	さぬき市	25,300	0	25,300	25,300

橋梁（橋梁長寿命化補修事業）	さぬき市	55,000	30,607	24,393	24,300
農道（土地改良維持管理事業）	さぬき市	4,490	0	4,490	4,400
消防施設（消防水利整備事業）	さぬき市	10,000	0	10,000	10,000
観光施設（文化財施設整備事業）	さぬき市	24,426	0	24,426	24,400
合 計		138,216	30,607	107,609	107,400